

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 12日

広島市長

提出者

住所 広島県竹原市中央5丁目3-41

氏名 創建ホーム株式会社

代表取締役 山本静司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0846-22-8555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	創建ホーム株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島市安佐南区西原9丁目6-10
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 20億円（前年度実績）
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙①を参照

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（ 4 年度） 実績量
計画：今年度（ 5 年度） 計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	137.763	110										137.763	110	103.323	70	136.713	100			
紙くず	70.938	50										70.938	50	61.848	40	70.938	50			
木くず	297.215	260										297.215	260	231.215	200	297.215	260			
繊維くず	2.676	2										2.676	2	2.676	2					
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	82.756	55										82.756	55	59.817	30	79.253	50			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	96.77	70										96.77	70	86.17	60	86.17	60			
紙さい																				
がれき類	482.746	450										482.746	450	365.349	300	260.419	200			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1170.864	997	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1170.864	997	910.398	702	930.708	720	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成した
ものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等)

※別紙②を参照

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	材料の使い方の工夫で残材を減少させる 予算管理により材料のロスを減少させる
②計画 (今後実施する予定の取組)	施工業者へ材料の具体的な使い方を提示することで 抑制を推進する

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 （分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p>	<p>現場へ分別を明確にするBOXを設置して分別を推進</p>
<p>②計画 （今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p>	<p>現場の分別を明確にするBOXを設置と分別の推進を喚起して、現場廃棄物のリサイクル化と分別の徹底を指導強化</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 （これまでに実施した取組）</p>	
<p>②計画 （今後実施する予定の取組）</p>	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 （これまでに実施した取組）</p>	
<p>②計画 （今後実施する予定の取組）</p>	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

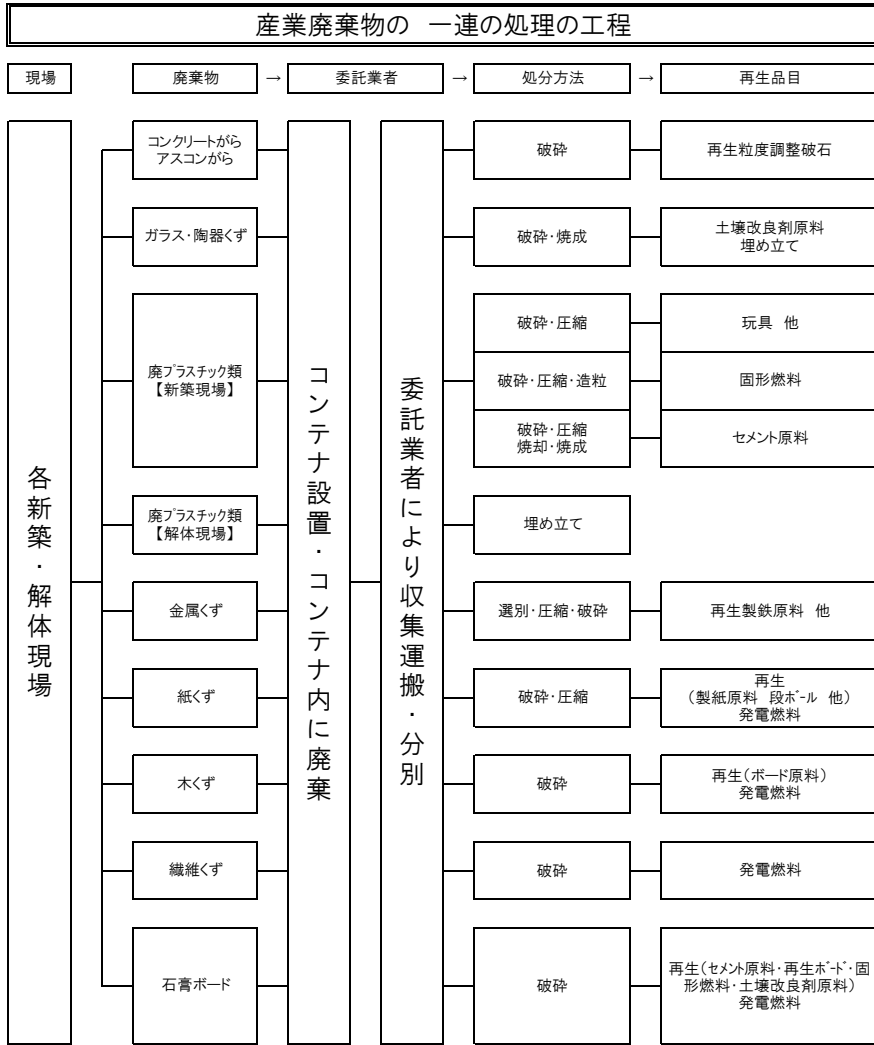
<p>①現状 （これまでに実施した取組）</p>	
------------------------------	--

②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	再生処理の可能な体制を整える産廃処理業者に委託する
②計画 (今後実施する予定の取組)	再生処理の可能な体制を整える産廃処理業者への委託を推進する優良業者の選定を推進

※別紙①



管理体制図の例
※別紙②

